

告 示 第 5 9 1 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市こどもの未来応援イベント開催事業業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市こどもの未来応援イベント開催事業業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

## 記

### 1 業務の概要

こどもまんなか社会の実現に向け、子育てに関する相談や、親子が楽しく相互交流できるイベントを開催し、安心して子育てができるよう支援するとともに、こどもの未来応援条例の周知啓発を図ることを目的とする。

### 2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 告示日以降に会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て

及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）に滞納がないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
- (10) 令和4年度以降に、国、県又は市町村が実施するイベント企画運營業務を受託した実績額が、1契約で100万円以上であること。

### 3 参加申込要領

#### (1) 受付期間

告示日から令和7年5月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。ただし、令和7年5月13日（火）は午前8時30分から午後3時まで）

#### (3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課企画係（鹿児島市役所本館3階）

電話 099-216-1514

ファックス 099-803-7628

電子メールアドレス kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

#### (4) 提出方法は、直接持参とする。

- (5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

### 4 提出書類

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式第1）
- (2) 会社概要及び実績表（様式第2）
- (3) 本市発行の市税に滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村民税」納税証明書）
- (4) 情報セキュリティ対策チェックシート（様式第3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4）

- (6) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (7) 財務諸表等（法人の場合は、申請書を提出する直前1期分の貸借対照表及び損益計算書の写し。個人の場合は、前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

## 5 提出部数

各1部

## 6 注意事項

鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4(5)から(7)までに掲げる書類の提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。